

# 和6年度東京都スポーツ少年団大会

## 【ミニバスケットボール実施要項】

1. 期 日 令和6年11月4日(月/祝)【男子】、【女子】  
※ 全国、総合開会式に参加のこと ※ 男女ベスト4、閉会式に参加のこと
2. 会 場 駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場(世田谷区駒沢公園 1-1)
3. 協 賛 株式会社モルテン 【物品協賛(公式球)】
3. 申込締切 令和6年9月27日(金)必着  
(令和6年度東京都スポーツ少年団大会開催要項 参照)
4. 代表者会議 令和6年10月3日(木)18:30から 東京体育館「第一会議室」  
〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 1-17-1  
※ 代表者会議には、参加チームの責任者等が必ず参加してください。
5. 連絡先・申込先  
東京都スポーツ少年団指導者協議会 ミニバスケットボール副部長 佐々木 洋子  
E-Mail [shinada@d4.dion.ne.jp](mailto:shinada@d4.dion.ne.jp)
6. 東京都スポーツ少年団 ミニバスケットボール競技規則
  - (1) 競技規則は、日本バスケットボール協会ミニバスケットボール競技規則とマンツーマンディフェンス基準規則に準ずる。準々決勝以降の試合には、マンツーマンコミッショナーを設置する。
  - (2) 試合時間は、5分クォーターとする。
  - (3) 同点の場合は、1分間の休憩後に延長戦を3分間行う。延長戦後も同点の場合は、第2延長を行う。第2延長は、2点を取ったチームの勝ちとする。但し、準決勝、決勝は必要な回数だけ行う。
  - (4) 3チームリーグ戦のところは、3チームが同率の場合は得失点差で上位を決定する。
  - (5) 試合開始予定時刻より15分経過しても用意の整わないチームは、試合を没収する。
  - (6) 試合開始時刻が遅れた場合は、試合間を調整する。  
また、連続して試合がある場合は、20分以上試合間隔を空ける。
  - (7) 試合球は、5号認定球(人工皮革)を使用する。
  - (8) 基本、組合せ表の若い番号のチームは、オフィシャル席に向かって右側とし、白色のユニフォームを着用する。3チームリーグ戦の場合は、対戦表に従う。  
ユニフォームを変更したい場合、本部に了解を取り、ベンチについては変更しない。
  - (9) スコアシートは、出場予定の選手全員を記入する。  
第1試合は、試合開始の10分前まで、  
第2試合以降は、前の試合のハーフタイムまでにスコアシートに記入する。
  - (10) ベンチに入る指導者等は4名までとし、有資格者の人数は次のとおりとする。

ベンチに入れる大人の人数				4人まで	可否
例1	有資格者	有資格者	役員・スタッフ登録	役員・スタッフ登録	×
例2	有資格者	役員・スタッフ登録			○
例3	有資格者	有資格者	役員・スタッフ登録		○
例4	有資格者	有資格者	有資格者	役員・スタッフ登録	○
例5	有資格者	有資格者	有資格者	有資格者	○

■有資格者

- ・JSPO 有資格者（コーチングアシスタント（旧認定員）、スタートコーチ修了者）
- ・JBA C 級コーチライセンス+「スポーツ少年団の理念」を学んだ者  
「スポーツ少年団の理念」を学んでいない者は、有資格者となりません。

■役員・スタッフ登録→マネージャーとしてベンチ入りができる。

【東京都スポーツ少年団 ミニバスケットボール部会規定】

- 大会 東京都スポーツ少年団が主催する大会は次のとおりとする。
  - 東京都スポーツ少年団競技別交流大会
 

※ 東京都代表として関東大会に推薦される単位団は、運営協議会が東京都に推薦し、東京都スポーツ少年団が決定する。 ※ 登録初年度の単位団は、関東大会に出場する権利を持たない。運営協議会が協議の上、関東大会推薦チームを決定する。
  - 東京都スポーツ少年団大会
 

※ 各ブロックからの出場チーム数は運営協議会により決定する。
- 大会運営 東京都スポーツ少年団ミニバス部会役員によって運営される。
- 運営協議会 東京都スポーツ少年団ミニバス部会役員より構成される。本協議会は、最高決定機関とする。

【ミニバス部会個人情報取扱規定】

- この個人情報取扱方法は、ミニバス部会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定める事により事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- ミニバス部会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、事業活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 個人情報取り扱いの方法はミニバス部会総会資料等で単位団に周知する。
- 個人情報とは「各単位団からの大会申込書」等により同意を得てミニバス部会長及び事務長(事務局)に提出された個人が特定される事項とする。
- ミニバス部会は、前条に基づき取得し同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。
- 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、削除しなければならない。ただし、各単位団名簿としてすでに単位団に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。
- 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。(1) 単位団登録費の請求、その他文書の送付 (2) 単位団名簿の作成 (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成
- 個人情報はミニバス部会長及び事務長(事務局)が指定する単位団責任者が適正に管理する。
- 不用となった個人情報はミニバス部会長及び事務長(事務局)立会いのもとで、適切かつ速やかに破棄するものとする。
- 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は除く。(1) 法令に基づく

場合 (2) 人の生命、身体に又は財産の保護のために必要な場合 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合